省令

○総務省令第十五号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。	（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　［同上］
［(一)～(六十四)　略］	［(一)～(六十四)　同上］
(六十五)　四―［三―（四―ターシャリ―ブチルフェニル）エトキシ］キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（四―［三―（四―ターシャリ―ブチルフェニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。）	(六十五)　ブロム水素を含有する製剤
(六十六)　ブロム水素を含有する製剤	
(六十七)～(七十七)　［略］	(六十六)～(七十六)　［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○総務省令第十六号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条第一項、第五条第一項及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正